

清瀬市生活サポート事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、清瀬市地域生活支援事業実施要綱第3条第9項に規定する、生活サポート事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、障害者及び障害児（以下、「障害者等」という。）に対し日常生活に関する支援及び家事に関する必要な支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図ることを目的とする。

(事業内容)

第3条 居宅における見守りを含む相談及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第28条に規定する居宅介護の家事援助のうち原則自宅内における支援とする。

(対象者)

第4条 市内に住所を有する者であって、見守り等の支援が必要であると市長が認めた、学齢児以上から65歳未満（誕生月の末日まで）の障害者等（法第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。）で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者（児）
- (2) 知的障害者（児）
- (3) 精神障害者（児）
- (4) その他市長が必要と認めた者

2 前項の第2号又は第3号に規定する対象者が、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない場合は、知的障害又は精神障害等が確認できる診断書等を提示しなければならない。

3 法第21条に規定する障害支援区分の認定のある者はこの事業を利用することはできない。

4 前各項に該当する者のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）の対象者は、この事業を利用することは出来ない。ただし介護認定が「非該当」の場合はこの限りではない。

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする障害者等は、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書兼地域生活支援給付費支給申請書（以下「申請書」という。）による市長に申請するものとする。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査して速やかに利用の適否を決定し、その旨を地域生活支援事業支給決定（却下）通知書により当該申請をした障害者等に通知し、利用の決定を受けた障害者等（以下「利用者」という。）に対しては、受給者証を交付するものとする。

(利用方法)

第7条 利用者は、第8条の規定により市に登録した事業者と直接契約をして、第8条第4項に規定するサービスを提供する従業者から必要なサービスを受けるものとする。

(事業者)

第8条 事業者は、法第36条の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定を受けて居宅介護を実施している事業所であり、生活サポート事業に係るサービスの提供を適切に行うことができると市長が認め、市に登録した事業者とする。

2 前項の登録をしようとする事業者は、地域生活支援事業登録申込書により市長に申請するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは速やかにその適否を決定し、当該申請をした事業者に対し、地域生活支援事業事業者登録通知書により通知するものとする。

4 サービスを提供する従業者の必要資格は次のとおりとする。

(1) 介護職員初任者研修修了以上

(2) 居宅介護職員初任者研修修了

(事業者の遵守事項)

第9条 事業者は利用者に対して適切なサービスを提供できるよう勤務体制を整えておかななければならない。

2 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は市長及び家族等に速やかに連絡を行い、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、利用者へのサービス提供に関する記録を、サービスを提供した日から5年間保管しなければならない。

4 事業者及びサービスを提供する従業者は、業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(費用の請求)

第10条 事業者はサービスを提供した月の翌月10日までに、別表1に基づく費用の請求を市長に対し、請求書(様式二号)明細書(様式三号)実績記録票(様式四号)を添付して行うものとする。

2 市長は、前項の請求のあった日から30日以内に内容を審査のうえ費用を支払うものとする。

(利用時間)

第11条 事業の利用の基準時間(以下「基準時間」という。)は、1月当たり10時間までとする。

2 利用者のうち、移動支援事業(平成28年4月1日施行)の支給を受けている者に対しては、移動支援事業の利用時間を定めるにあたり、移動支援事業の基準時間から前項で定めた生活サポート事業の利用時間を控除する。

(費用負担)

第 12 条 利用者は、利用者負担額として規定する利用料の 1 割を事業所に支払うものとする。

- 2 市長は、利用者の属する世帯が、別表 3 の所得区分の生活保護又は低所得に該当するものは、事業の利用に要する費用を無料とする。世帯の範囲は別表 2 のとおりとする。

(取消)

第 13 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、第 6 条に規定する利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 利用者が第 4 条に規定する対象者でなくなったとき。
(2) 不正又は虚偽の申請により利用の決定を受けたことが判明したとき。
(3) その他市長が利用を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により取消しをしたときは、清瀬市地域生活支援事業利用取消決定通知書により申込者に通知するものとする。

3 市長は障害者等及び事業者がその他不正な手段により支給を受けたときは、前各項の規定に基づき取り消し、支給の額を返還させることができる。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、事業に必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 10 条第 1 項、第 12 条第 1 項)

30 分あたり 850 円	15 分未満は切り捨て、15 分を超えたときは繰り上げる。 ただし、利用時間が 30 分未満のときは 30 分とする。
---------------	--

別表 2 (第 12 条第 2 項)

区 分	世 帯 の 範 囲
18 歳以上の障害者	利用者とその配偶者
18 歳未満の障害児	保護者の属する住民基本台帳上の世帯

別表3（第12条第2項）

所得区分	世帯の収入状況	利用者負担額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	※市町村民税非課税世帯	0円
一般	※市町村民税課税世帯	利用料の1割 (上限37,200円)

※地方税法（昭和25年法律第226号）による市町村民税（4月から6月までの間に申請する場合にあっては前年度分とする。）が課税世帯・非課税世帯の者